

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第25号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(総務管理部) <b>第6条の2</b> 総務管理部に次の課、センター、室、係及び班を置く。 財政課～市町村課 (略) 地域政策課 特定地域振興班 雪対策室 情報政策課～管財課 (略) 総務事務センター 管理・支援係 給与支給係 旅費支給係 <u>教育</u> <u>給与支給係</u> 2～4 (略)	(総務管理部) <b>第6条の2</b> 総務管理部に次の課、センター、室、係及び班を置く。 財政課～市町村課 (略) 地域政策課 <u>交流・定住促進班</u> 特定地域振興班 雪対策室 情報政策課～管財課 (略) 総務事務センター 管理・支援係 給与支給係 旅費支給係 <u>学校</u> <u>給与支給係 学校旅費支給係</u> 2～4 (略)
(県民生活・環境部) <b>第6条の3</b> 県民生活・環境部に次の課、室、係及び班を置く。 県民生活課 総務班 社会活動推進係 安全・安心なまちづくり班 交通安全対策室 <u>新潟暮らし推進課</u> <u>人口問題対策班 U・Iターン促進班</u> 消費者行政課～男女平等社会推進課 (略) 震災復興支援課 計画調整係 復興事業支援係 <u>広域支援対策室</u>  環境企画課・環境対策課 (略) 廃棄物対策課 資源循環推進係 産業廃棄物係 不法投棄対策室	(県民生活・環境部) <b>第6条の3</b> 県民生活・環境部に次の課、室、係及び班を置く。 県民生活課 総務班 社会活動推進係 安全・安心なまちづくり班 <u>人口問題対策室</u> 交通安全対策室  消費者行政課～男女平等社会推進課 (略) 震災復興支援課 計画調整係 復興事業支援係 <u>広域支援対策課</u> <u>企画調整係 支援係</u> 環境企画課・環境対策課 (略) 廃棄物対策課 資源循環推進係 産業廃棄物係 <u>放射能汚染廃棄物係</u> 不法投棄対策室
(福祉保健部) <b>第6条の5</b> 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。 福祉保健課・国保・福祉指導課 (略)	(福祉保健部) <b>第6条の5</b> 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。 福祉保健課・国保・福祉指導課 (略)

医務薬事課  
地域医療係 医療指導係 薬務係 薬事指導係

基幹病院整備室

魚沼班 県央班

医師・看護職員確保対策課～児童家庭課 (略)

(産業労働観光部)

**第6条の6** 産業労働観光部に次の課、室、係及び班を置く。

産業政策課

総務係 予算係 団体・小規模企業支援室 産業金融室

産業振興課

新分野育成係 技術振興係 新エネルギー資源開発室

商業・地場産業振興課

商業振興係 地場産業振興室

産業立地課 (略)

労政雇用課

企画調整係 雇用対策班

職業能力開発課～観光振興課 (略)

2・3 (略)

(農林水産部)

**第6条の7** 農林水産部に次の課、室、係及び班を置く。

農業総務課～林政課 (略)

治山課

治山係 技術管理・災害班 緑化係 森林計画係 森林保全係

2 (略)

(交通政策局)

**第6条の10** 交通政策局に次の課、室、係及び班を置く。

交通政策課

総務班 交通企画班 地域交通班

港湾振興課～空港課 (略)

(分掌事務)

**第9条** 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局 (略)

総務管理部

財政課～法務文書課 (略)

大学・私学振興課

(1)～(4) (略)

医務薬事課

地域医療係 医療指導係 薬務係 薬事指導係  
魚沼基幹病院設立準備室

医師・看護職員確保対策課～児童家庭課 (略)

(産業労働観光部)

**第6条の6** 産業労働観光部に次の課、室、係及び班を置く。

産業政策課

総務係 予算係 商工団体係 産業金融室

産業振興課

地域産業係 技術振興係 新分野育成係 新エネルギー資源開発室

商業振興課

商業振興係 金融係

産業立地課 (略)

労政雇用課

労働福祉・雇用均等係 労働経済係 雇用対策班

職業能力開発課～観光振興課 (略)

2・3 (略)

(農林水産部)

**第6条の7** 農林水産部に次の課、室、係及び班を置く。

農業総務課～林政課 (略)

治山課

治山係 技術管理・災害班 緑化係 森林計画係 森林保全係 全国植樹祭推進室

2 (略)

(交通政策局)

**第6条の10** 交通政策局に次の課、室、係及び班を置く。

交通政策課

総務班 交通企画班 地域交通班 並行在来線企画室

港湾振興課～空港課 (略)

(分掌事務)

**第9条** 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局 (略)

総務管理部

財政課～法務文書課 (略)

大学・私学振興課

(1)～(4) (略)

(5) 総合教育会議に関する事項

市町村課～総務事務センター (略)  
県民生活・環境部  
県民生活課

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

新潟暮らし推進課

(1) 新潟暮らしの推進に関する事項

(2) 新潟県人口問題対策会議に関する事項

消費者行政課～男女平等社会推進課 (略)  
震災復興支援課

(1)・(2) (略)

(3) 東日本大震災による避難者の支援に関する事項

環境企画課

(1)～(9) (略)

(10) フロン類の管理の適正化に関する事項

(11) (略)

(12) (略)

環境対策課・廃棄物対策課 (略)  
防災局 (略)

福祉保健部

福祉保健課

(1)～(11) (略)

(12) 生活困窮者の自立支援に関する事項

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

国保・福祉指導課

(1) (略)

(2) 社会福祉施設及び社会福祉法人等に関する指導監査に関する事項 (市町村立の保育所、幼保連携型認定こども園及び児童厚生施設を除く。)

(3)～(7) (略)

医務薬事課

(1) 地域医療体制の整備に関する事項 (基幹病院整備室の所管に属する事項を除く。)

(2)～(7) (略)

基幹病院整備室

市町村課～総務事務センター (略)

県民生活・環境部

県民生活課

(1)～(7) (略)

(8) 新潟県人口問題対策会議に関する事項

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

消費者行政課～男女平等社会推進課 (略)  
震災復興支援課

(1)・(2) (略)

広域支援対策課

東日本大震災による避難者の支援に関する事項

環境企画課

(1)～(9) (略)

(10) 国際標準化機構の規格14001の認証の取得及び運用に関する事項

(11) フロン類の回収に関する事項

(12) (略)

(13) (略)

環境対策課・廃棄物対策課 (略)  
防災局 (略)

福祉保健部

福祉保健課

(1)～(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

国保・福祉指導課

(1) (略)

(2) 社会福祉施設及び社会福祉法人等に関する指導監査に関する事項 (市町村立の保育所及び児童厚生施設を除く。)

(3)～(7) (略)

医務薬事課

(1) 地域医療体制の整備に関する事項

(2)～(7) (略)

(1) 魚沼基幹病院に関する事項

(2) 県央基幹病院に関する事項

医師・看護職員確保対策課～児童家庭課  
(略)

産業労働観光部

産業政策課

(1)～(5) (略)

(6) 小規模企業の支援及び総合的な調整に関する事項

(7) 産業金融に関する事項

(8) 中小企業の高度化資金等の貸付けに関する事項 (債権管理等に関するものに限る。)

(9) 貸金業に関する事項

(10) (略)

(11) (略)

産業振興課

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

商業・地場産業振興課

(1)～(4) (略)

(5) 中小企業の高度化資金等の貸付けに関する事項 (産業政策課の所管に属する事項を除く。)

(6) 地場産業の振興に関する事項

(7) 下請中小企業の振興に関する事項

(8) 県産品の販路拡大に関する事項

産業立地課～観光振興課 (略)

農林水産部

農業総務課～林政課 (略)

治山課

(1)～(10) (略)

(11) (略)

農地部

農地管理課～農地整備課 (略)

農村環境課

(1)～(5) (略)

(6) 多面的機能支払交付金に関する事項

医師・看護職員確保対策課～児童家庭課  
(略)

産業労働観光部

産業政策課

(1)～(5) (略)

(6) 産業金融に関する事項 (商業振興課の所管に属する事項を除く。)

(7) (略)

(8) (略)

産業振興課

(1) 地域産業の振興に関する事項 (商業振興課の所管に属する事項を除く。)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 下請中小企業の振興に関する事項

(6) 中小企業の高度化資金等の貸付けに関する事項 (商業振興課の所管に属する事項を除く。)

(7) 県産品の販路拡大に関する事項 (商業振興課の所管に属する事項を除く。)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

商業振興課

(1)～(4) (略)

(5) 中小企業の高度化資金等 (商業に係るものに限る。)の貸付けに関する事項

(6) 中小企業の金融に関する事項

(7) 貸金業に関する事項

産業立地課～観光振興課 (略)

農林水産部

農業総務課～林政課 (略)

治山課

(1)～(10) (略)

(11) 森林国営保険に関する事項

(12) (略)

(13) 全国植樹祭の開催に関する事項

農地部

農地管理課～農地整備課 (略)

農村環境課

(1)～(5) (略)

(6) 農地・水・環境保全向上対策に関する事項

土木部 (略)  
交通政策局  
交通政策課

- (1)～(3) (略)  
(4) 鉄道の整備促進及び利用活性化に関する事項  
(5) (略)

港湾振興課～空港課 (略)  
出納局 (略)

2 (略)

(組織)

**第11条** 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

- (1)～(8) (略)  
(9) 柏崎地域振興局  
企画振興部～農業振興部 (略)  
地域整備部  
庶務課  
庶務係 行政係  
用地課～ダム管理課 (略)

(10)～(12) (略)

2～4 (略)

5 新潟地域振興局新潟港湾事務所に次の課及び係を置く。

業務課～工務課 (略)

6・7 (略)

8 上越地域振興局直江津港湾事務所に次の課及び係を置く。

業務課  
庶務係 業務係  
工務課

9～14 (略)

(分掌事務)

**第12条** 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部 (略)  
健康福祉部  
企画調整課 (略)  
地域保健課

- (1) 健康づくり推進対策に関する事項(併置される保健所の地域保健課の所管に属する事項を除く。次号から第7号まで及び第9号から第19号までにおいて同じ。)

(2)～(19) (略)

衛生環境課 (略)

土木部 (略)  
交通政策局  
交通政策課

- (1)～(3) (略)  
(4) 新幹線鉄道の整備促進に関する事項  
(5) (略)  
(6) 並行在来線の運営の企画に関する事項

港湾振興課～空港課 (略)

出納局 (略)

2 (略)

(組織)

**第11条** 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

- (1)～(8) (略)  
(9) 柏崎地域振興局  
企画振興部～農業振興部 (略)  
地域整備部  
庶務課  
庶務係 建設業係 行政係  
用地課～ダム管理課 (略)

(10)～(12) (略)

2～4 (略)

5 新潟地域振興局新潟港湾事務所に次の課及び係を置く。

庶務課  
庶務係  
業務課～工務課 (略)

6・7 (略)

8 上越地域振興局直江津港湾事務所に次の課及び係を置く。

庶務課  
庶務係  
業務課  
業務係  
工務課

9～14 (略)

(分掌事務)

**第12条** 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部 (略)  
健康福祉部  
企画調整課 (略)  
地域保健課

- (1) 健康づくり推進対策に関する事項(併置される保健所の地域保健課の所管に属する事項を除く。次号から第9号まで及び第11号から第22号までにおいて同じ。)

(2)～(19) (略)

衛生環境課 (略)

農林振興部・地域整備部 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部・県税部 (略)

健康福祉環境部

庶務課～地域福祉課 (略)

地域保健課

(1) 健康づくり推進対策に関する事項(併置される保健所の地域保健課の所管に属する事項を除く。次号から第7号まで及び第9号から第11号までにおいて同じ。)

(2)～(11) (略)

医薬予防課・生活衛生課 (略)

環境センター

環境課

(1)～(16) (略)

(17) フロン類の管理の適正化に関する事項

検査課 (略)

児童・障害者相談センター (略)

農業振興部～地域整備部 (略)

3～15 (略)

16 新潟地域振興局新潟港湾事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

業務課

(1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項

(2) 入札及び契約に関する事項

(3) 海員及び港湾労働者の福利厚生に関する事項

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) 他課に属しない事項

開発課・工務課 (略)

17・18 (略)

19 上越地域振興局直江津港湾事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

業務課

(1) 直江津港湾事務所所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項

農林振興部・地域整備部 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部・県税部 (略)

健康福祉環境部

庶務課～地域福祉課 (略)

地域保健課

(1) 健康づくり推進対策に関する事項(併置される保健所の地域保健課の所管に属する事項を除く。次号から第9号まで及び第11号から第13号までにおいて同じ。)

(2)～(11) (略)

医薬予防課・生活衛生課 (略)

環境センター

環境課

(1)～(16) (略)

(17) フロン類の回収に関する事項

検査課 (略)

児童・障害者相談センター (略)

農業振興部～地域整備部 (略)

3～15 (略)

16 新潟地域振興局新潟港湾事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課

(1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項

(2) 入札及び契約に関する事項

(3) 海員及び港湾労働者の福利厚生に関する事項

(4) 他課に属しない事項

業務課

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

開発課・工務課 (略)

17・18 (略)

19 上越地域振興局直江津港湾事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課

(1) 直江津港湾事務所所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項

(2) 港湾及び漁港並びにそれらの区域内の海岸に係る入札及び契約に関する事項

(3) 海員及び港湾労働者の福利厚生に関する事項

(4) 直江津港湾事務所内の他課に属しない事項

業務課

(2) 港湾及び漁港並びにそれらの区域内の海岸に係る入札及び契約に関する事項

(3) 海員及び港湾労働者の福利厚生に関する事項

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) 直江津港湾事務所内の他課に属しない事項

工務課 (略)

20～24 (略)

(組織及び分掌事務)

**第29条** 新発田、三条、長岡及び南魚沼の各福祉事務所に地域福祉課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 生活保護の決定及び実施に関する事項（社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定により福祉事務所が行うものに限る。以下次号及び第3号において同じ。）

(2)・(3) (略)

(4) 生活困窮者の自立支援に関する事項

2 新津地域福祉事務所に総務福祉課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

3 (略)

(組織及び分掌事務)

**第35条** 新発田食肉衛生検査センターに管理業務課、衛生指導課及び食鳥検査課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

管理業務課

(1)・(2) (略)

(3) 食肉衛生に係る調査研究に関する事項

(4) 他課に属しない事項

衛生指導課

(1) と畜場の衛生保持に関する事項

(2) 食肉衛生の監視指導に関する事項

(3) と畜検査に係る精密検査に関する事項

(4) 食肉中に残留する医薬品等の精密検査に関する事項

食鳥検査課

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

工務課 (略)

20～24 (略)

(組織及び分掌事務)

**第29条** 新発田、三条、長岡及び南魚沼の各福祉事務所に地域福祉課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 生活保護の決定及び実施に関する事項（社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定により福祉事務所が行うものに限る。以下この項において同じ。）

(2)・(3) (略)

2 新津福祉事務所に企画福祉課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

3 (略)

(組織及び分掌事務)

**第35条** 新発田食肉衛生検査センターに管理業務課及び食鳥検査課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

管理業務課

(1)・(2) (略)

(3) と畜場の衛生保持に関する事項

(4) 食肉衛生の監視指導に関する事項

(5) 食鳥検査課に属しない事項

(6) と畜検査及び食鳥検査に係る精密検査に関する事項

(7) 食肉中に残留する医薬品等の精密検査に関する事項

(8) 食肉衛生に係る調査研究に関する事項

(9) 認定小規模食鳥処理場（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第16条第3項に規定する食鳥処理場をいう。以下同じ。）の指導監督に関する事項

食鳥検査課

- (1) (略)  
(2) 食鳥処理場の衛生保持及び指導監督に関する事項

(3) 食鳥検査に係る精密検査に関する事項

- 2 長岡食肉衛生検査センターに管理業務課及び精密検査課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

管理業務課

- (1)・(2) (略)  
(3) と畜場の衛生保持に関する事項

- (4)・(5) (略)

精密検査課

- (1)～(3) (略)  
(4) 認定小規模食鳥処理場（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第16条第2項に規定する食鳥処理場をいう。）の衛生保持及び指導監督に関する事項

(組織)

**第52条** 家畜保健衛生所に次の課及び係を置く。

- (1) (略)  
(2) 下越家畜保健衛生所  
企画指導課  
  
防疫課  
(3) 中越及び上越の各家畜保健衛生所  
企画指導課  
庶務係  
防疫課

(組織及び分掌事務)

**第131条** (略)

- 2 (略)  
3 三条テクノスクールに庶務課、訓練課及び能力開発支援課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課 (略)

訓練課 (略)

能力開発支援課

- (1) 短期課程の職業訓練に関する事項  
(2) 事業主等の行う職業訓練に関する事項  
(3) 職業訓練指導員試験及び技能検定の援助及び協力に関する事項  
(4) 無料職業紹介事業に関する事項

- 4 (略)

(組織)

- (1) (略)  
(2) 食鳥処理場（認定小規模食鳥処理場を除く。）の衛生保持及び指導監督に関する事項

- 2 長岡食肉衛生検査センターに管理業務課及び精密検査課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

管理業務課

- (1)・(2) (略)  
(3) と畜場及び食鳥処理場の衛生保持に関する事項

- (4)・(5) (略)

精密検査課

- (1)～(3) (略)  
(4) 認定小規模食鳥処理場の指導監督に関する事項

(組織)

**第52条** 家畜保健衛生所に次の課及び係を置く。

- (1) (略)  
(2) 下越、中越及び上越の各家畜保健衛生所  
企画指導課  
庶務係  
防疫課

(組織及び分掌事務)

**第131条** (略)

- 2 (略)  
3 三条テクノスクールに庶務課、訓練第1課、訓練第2課及び開発援助課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課 (略)

訓練第1課 (略)

訓練第2課

第1項に規定する訓練第2課の分掌事務  
開発援助課

第1項に規定する開発援助課の分掌事務

- 4 (略)

(組織)

第157条 流域下水道事務所に次の課及び係を置く。

庶務課 (略)

工務課

施設課

(分掌事務)

第158条 流域下水道事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課 (略)

工務課

(1) 流域下水道工事の執行に関する事項（施設課の所管に属する事項を除く。次号において同じ。）

(2) 流域下水道施設の修繕及び災害復旧工事の執行に関する事項

施設課 (略)

第174条 (略)

(統計企画員)

第174条の2 総務管理部統計課に統計企画員を置く。

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策課、行政改革推進室、政策評価室、国際課及び国際企画課、総務管理部大学・私学振興課、地域政策課及び情報政策課、県民生活・環境部新潟暮らし推進課、県民スポーツ課、震災復興支援課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部基幹病院整備室、医師・看護職員確保対策課及び障害福祉課、産業労働観光部産業政策課、産業振興課、商業・地場産業振興課、労政雇用課、観光局交流企画課及び観光局観光振興課、農林水産部農業総務課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(専門相談員)

第157条 流域下水道事務所に次の課及び係を置く。

庶務課 (略)

工務第1課

工務第2課

施設課

(分掌事務)

第158条 流域下水道事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課 (略)

工務第1課

(1) 流域下水道工事（信濃川下流流域及び西川流域に係るものに限る。）の執行に関する事項（施設課の所管に属する事項を除く。次号において同じ。）

(2) 流域下水道施設（信濃川下流流域及び西川流域に係るものに限る。）の修繕及び災害復旧工事の執行に関する事項

工務第2課

(1) 流域下水道工事（工務第1課の所管に属するものを除く。）の執行に関する事項（施設課の所管に属する事項を除く。次号において同じ。）

(2) 流域下水道施設（工務第1課の所管に属するものを除く。）の修繕及び災害復旧工事の執行に関する事項

施設課 (略)

第174条 (略)

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策課、行政改革推進室、政策評価室、国際課及び国際企画課、総務管理部大学・私学振興課、地域政策課及び情報政策課、県民生活・環境部県民生活課、県民スポーツ課、震災復興支援課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部医務薬事課、医師・看護職員確保対策課及び障害福祉課、産業労働観光部産業政策課、産業振興課、労政雇用課、観光局交流企画課及び観光局観光振興課、農林水産部農業総務課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(専門相談員)

第199条 中央福祉相談センター及び精神保健福祉センターに専門相談員を置く。

(専門指導員等)

第201条 新潟学園に専門指導員を置く。

2 職業能力開発校に専門指導員、総括主任指導員及び主任指導員を置く。

(船長等)

第205条 (略)

2 (略)

3 佐渡地域振興局農林水産振興部の漁政課に漁業調整員を置く。

(用地調整員)

第208条 地域振興局の地域整備部、新潟地域振興局新津地域整備部及び新潟地域振興局津川地区振興事務所の用地課、長岡地域振興局地域整備部及び上越地域振興局地域整備部の維持管理事務所の業務課、上越地域振興局妙高砂防事務所の庶務課、村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域振興局の農業振興部、新潟地域振興局新津農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地域振興局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興局農林水産振興部の農地庶務課並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所の業務課に用地調整員を置くことができる。

(行政専門員)

第210条 村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域振興局の農業振興部、新潟地域振興局新津農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地域振興局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興局農林水産振興部の農地庶務課、地域振興局の地域整備部及び新潟地域振興局新津地域整備部の庶務課並びに新潟地域振興局津川地区振興事務所の総務課に行政専門員を置くことができる。

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名称	担任する事務	設置規定
----	--------	------

第199条 精神保健福祉センターに専門相談員を置く。

(専門指導員等)

第201条 職業能力開発校に専門指導員、総括主任指導員及び主任指導員を置く。

(船長等)

第205条 (略)

2 (略)

(用地調整員)

第208条 地域振興局地域整備部及び新潟地域振興局津川地区振興事務所の用地課並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所の業務課に用地調整員を置くことができる。

第210条 削除

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名称	担任する事務	設置規定
----	--------	------

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	新潟県歯科 技工士国家 試験委員	歯科技工法の一部を 改正する法律（昭和 57年法律第1号）附 則第2条の規定によ る歯科技工士国家試 験の実施に関する事 務	新潟県附属機 関設置条例第 2条第1項
(略)	新潟県立高 等学校生徒 の自殺案件 に関する調 査委員会	平成22年6月に新潟 県立高等学校の生徒 が自殺した案件につ いての調査及び検証	新潟県立高等 学校生徒の自 殺案件に関す る調査委員会 条例（平成25 年新潟県条例 第28号）第1 条
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第213条の改正（新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会の項を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。